

北九州市 多子世帯利用料請求に伴う手続きのご案内 (幼稚園の預かり保育)

第2子以降無償化に伴う多子世帯利用料請求(幼稚園の預かり保育)について、手続きのご案内をいたします。

- 多子世帯利用料請求のお手続きは、紙での申請のほか、**LINE**での申請が可能です。
※システムの仕様上、請求期間内で、転園等により複数の幼稚園で預かり保育を利用した場合は、LINEでの申請はできません。紙での申請をお願いいたします。
- 多子世帯利用料(預かり保育)の償還払いについては、直接保護者の口座へ振り込みます。

1. LINEでのお手続き

- (1) 北九州市公式アカウントの友だち登録がお済でない方
LINEで申請するためには北九州市の公式アカウントを友だち登録する必要があります。右のQRコードから、友だち登録をお願いします。



- (2) 北九州市公式アカウントの友だち登録がお済の方
右のQRコードを読み込むと申請フォームが開きます。
お手元に下記の必要書類をご用意のうえ、申請をお願いします。



【必要書類】

- 多子世帯利用給付認定通知書(区役所が発行したもの)、
- 領収証(施設が発行したもの)
- 振込口座がわかるもの(通帳等、銀行名・支店名・口座番号・名義等がわかるもの)
- 委任状(認定保護者と口座の名義が異なる場合のみ)
※多子世帯利用請求書にある委任状の欄をご記入いただくか、市のHP(裏面のQRコード)に掲載している委任状を活用してください。
※認定保護者は多子世帯利用給付認定通知書でご確認ください。

【申請時の注意点】

- ・申請は一問一答形式となっております。1つ前の回答を修正することは可能です。
- ・システムの仕様上、すべて回答した後に修正を行う場合「1問ずつ戻る」又は「申請を中止して最初から申請」となりますのでご了承ください。
- ・回答途中で一定時間回答がない場合、一旦回答が取り消され、最初から申請が必要となります。
- ・領収証等の添付書類を提出する際に、LINEのカメラ機能の利用又は写真へのアクセス権限を許可する必要があります。
- ・領収証が複数ある場合は、全て写真撮影し、添付する必要があります。

(紙での申請については裏面をご確認ください)

2. 紙でのお手続き

各施設から受領した多子世帯利用料請求書の領収証の内容をご確認の上、必要事項を記入して、提示された期間内にご提出ください。紙での申請受付期間は、各施設を通じてのご案内となります。

【提出書類】

- 多子世帯利用請求書（幼稚園等の預かり保育用）及び領収証
 - 振込口座がわかるもの（通帳等、銀行名・支店名・口座番号・名義等がわかるもの）
 - 委任状（認定保護者と口座の名義が異なる場合のみ）
- ※多子世帯利用請求書にある委任状の欄にご記入いただくか、市のHP（下記QRコード）に掲載している委任状を活用してください。
- ※認定保護者は、多子世帯利用給付認定通知書でご確認いただくか、施設にお問合せください。

3. 無償化について

- ・無償化による給付額は以下のとおりです。制度の詳細は右のQRコードからご確認ください。
- ・多子世帯利用料請求書の様式は、北九州市のHP【第2子以降の保育料の無償化】からもダウンロードできます。



対象	無償化の内容
預かり保育部分	月額上限16,300円までの範囲で無償化 ※450円×預かり保育利用日数又は施設に支払った預かり保育利用料のいずれか低い額を給付

4. 給付時期

- 4月～6月分の請求 → 8月末給付（7月頃に申請）
- 7月～9月分の請求 → 11月末給付（10月頃に申請）
- 10月～12月分の請求 → 2月末給付（1月頃に申請）
- 1月～3月分の請求 → 5月末給付（4月頃に申請）

※申請受付期間の詳細は、各施設を通じてご案内いたします。

お問い合わせ先

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
子ども家庭局こども施設企画課
幼稚園等の預かり保育担当 河瀬・百武
(TEL) 093-582-2412